

第 2 2 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年 8月22日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

名古屋市長印（以下「市長印」という。）の公印管守者（以下「管守者」という。）への請求。押印予定文書の内容が不備なら押印不可だが、平成26年 8月 7日付け26市経住第 141-2号の審査会諮問通知書（以下「本件諮問通知書」という。）で、大事な内容の1つ「諮問をした日」を空欄で行った事の方かるものを求めます。

2 同月29日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 9月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人に通知する部分で一番大事な「諮問をした日」が抜けているのにもかかわらず市長印を押印出来たのも不思議だが、管守者として特記事項に注記すべき案件と思い、行政文書不存在は承服いたしかねる。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 文書の形式審査を行う中で、決裁を終えた起案文書（以下「原議」という。）と施行文書が相違ないか確認したうえで市長印の押印を認めており、本件諮問通知書も相違がないことを確認している。また、形式審査では、特に空欄について認めたわけではなく、原議と施行文書が相違ないかを確認しているだけである。
- 2 さらに、公印の使用について確認できる行政文書に公印使用認可簿があるが、特記事項を記載する様式となっていない。
- 3 以上のことから、本件異議申立ての対象となる文書を作成又は取得していないため、不存在である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 市長印は、公印規則（昭和37年規則第 9号。以下「規則」という。）第 2 条に規定する別表において、公印として定められている。

(2) 規則第 3条第 1項において、公印を使用する者は、公印使用認可簿に必要事項を記載し、これと原議及び施行すべき文書を提出して管守者の承認を得たのちに押印しなければならないと定められており、同項において規定されている公印使用認可簿は、年月日、件名、公印使用数、所属課名、起案者名（発送責任者）及び公印名を記載する様式となっている。

(3) 同条第 2項において、管守者は、前項の承認をしようとするときは、原議及び施行すべき文書を確認し、施行すべき文書に文書の形式、用字用語等の誤りがあるときは、これを訂正させなければならないと定められているものの、公印が押印された施行文書について、その写し等を管守者へ送付する取扱いにはなっていない。

3 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 本件異議申立ての対象となる行政文書は、本件諮問通知書について、諮問をした日を空欄で行ったことがわかる文書であり、異議申立人及び実施機関の主張から本件諮問通知書の写し又は公印使用認可簿が想定されると

ころ、本件諮問通知書の写しについては、上記 2(3) のとおり、管守者へ送付する取扱いにはなっておらず、実施機関が本件諮問通知書の写しを取得する必要性は考えにくい。

(2) また、公印使用認可簿について、実施機関は、特記事項を記載する様式となっていないと主張しているが、そのことは、上記 2(2) で掲げた項目からも明らかであり、その他に諮問をした日を空欄で行った旨を記載するための項目もない。

(3) したがって、実施機関の説明について特段不合理な点は認められない。

4 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

5 したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないと認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年11月17日	諮問書の受理
12月 4日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成27年 1月 5日	実施機関の弁明意見書を受理
1月20日	異議申立て人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述等申出書を提出するよう通知
2月12日	異議申立て人の反論意見書及び意見陳述等申出書を 受理
平成30年 5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立て人の意見を聴取
12月13日 (第13回)	調査審議

第 1小委員会)	
平成31年 1月21日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久